営繕とうほく

EIZEN TOHOKU

vol.137
2016. 2

発　行
東北地方整備局
営繕部
盛岡営繕事務所

【昨年11月に完成した仙台合同庁舎B棟 】
東北地方整備局も11月24日、こちらに移転しました。

CONTENTS

公共建築月間イベント
東北巡回パネル展を開催しました！　・・・・・・・・・・・・・・・　２

営繕行政セミナーを実施しました　・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

保全ニュースとうほく　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４～６
・平成２７年度　保全実態調査の結果（東北版）

防災アシスト情報　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７～９
・津波防災診断の実施について

公共建築月間イベント

東北巡回パネル展を開催しました！

～秋田県庁･山形県村山総合支庁･福島県庁･仙台市役所で開催～

「公共建築月間」である 11 月に、公共建築、公共機関の役割について一般の方々に広く知っていただくため、長寿命化改修及びリノベーション改修の実施例をまとめたパネル展示を、秋田県、山形県、福島県、仙台市のご協力の下開催いたしました。

今年のテーマは「公共建築の可能性について～東北地方における公共施設の長寿命化・リノベーション～」と題して、各県、仙台市及び国で実施している公共建築物の長寿命化改修工事、リノベーション改修工事の紹介パネルを展示し、公共建築物に関するご理解を深めていただく内容としました。

展示パネルは 11 月 9 日から 11 月 27 日までの 3 週間をかけて各県庁舎等と仙台市役所庁舎にて 1 週間ずつの期間で巡回展示を行いました。

各会場とも、庁舎ロビーやホールなど来庁者の目にとまる場所での展示となり、多くの方にご覧頂けたものと思います。

来年度におきましても、11 月に巡回パネル展の実施を予定しておりますので、開催等へのご協力をお願いいたします。

秋田県庁　1 階渡り廊下

開催期間：平成 27 年 11 月 9 日～13 日

福島県西庁舎　2 階ロビー

開催期間：平成 27 年 11 月 24 日～27 日

山形県村山総合支庁　1 階ロビー

開催期間：平成 27 年 11 月 24 日～27 日

仙台市役所　1 階ロビー

開催期間：平成 27 年 11 月 16 日～20 日

平成27年度　営繕行政セミナーを実施しました

東北地方整備局営繕部では、平成 27 年 11 月 4 日(水)～6 日(金)の 3 日間、多賀城研修所において「公共建築工事の円滑な施工確保対策～営繕積算方式～」をテーマとした研修「営繕行政セミナー」を実施しました。

本研修には、整備局職員のほか東北各県の地方公共団体の方々にも参加いただいており、今回は、26 団体から 36 名の参加がありました。

地方公共団体からの参加者

	参加者所属団体
岩手県	岩手県、盛岡市、一関市、奥州市、大槌町
宮城県	宮城県、仙台市、塩竈市、角田市、多賀城市、大崎市、蔵王町、七ヶ浜町、柴田町、山元町
秋田県	秋田県、秋田市、横手市、鹿角市、由利本荘市
山形県	山形県、米沢市、酒田市
福島県	福島県、福島市、郡山市

今回の研修については、東北各県及び仙台市の営繕担当の方々のご意見や、昨年 6 月の「公共工事の品質確保の促進に関する法律」改正を踏まえ、公共建築工事における予定価格作成や事業実施のより適正な実施に向け、工事発注を担当される方々の一助となるようなテーマを選定しました。講義内容についても、公共建築工事を取り巻く最近の動向から、積算数量等に関するチェックのポイントや方法など、より実務に役立つ内容を盛り込みました。

2 日目の「積算演習」では、実際に設計図から積算する手順や積算内容のチェックに関する実践的な演習を行いました。聴講生の皆さんからは、より具体的で実務的な内容であったため、今後の業務に活かせるなどと、好評でした。

平成 27 年度営繕行政セミナー日程

1 日目	オリエンテーション
	講話
	積算体系について
	公共建築工事の積算における最近の動向
2 日目	積算数量及び単価チェック
	営繕積算方式について
	積算演習（建築、電気設備、機械設備）
3 日目	建築資材価格調査及び建築工事調査の現状
	意見交換

また、「積算数量及び単価チェック」、「建築資材価格調査及び建築工事調査の現状」の講義では、民間企業で建築積算を専門の業務とされている方、建築資材調査を担当されている方を講師にお招きしました。聴講生の皆さんからは、普段うかがえない専門的な話を聞く貴重な時間となったなどと、こちらも好評を頂きました。

今後も、参加者皆さんの実務に役立つ研修を開催していきたいと考えております。

講義の様子

演習の様子

保全ニュースとうほく

平成２７年度　保全実態調査の結果（東北版）

平成 27 年度の保全実態調査にご協力いただき、誠にありがとうございました。保全実態調査は、国家機関の建築物等の保全の実態と問題点を把握し適正な保全を実施することを目的とした調査で「官公庁施設の建設等に関する法律」に基づき、全ての国家機関の建築物等に対して実施しています。このたびは、東北地方整備局管内の保全実態調査の結果について報告します。

東北地方整備局管内では、調査対象施設 1,466 施設中、1,443 施設から回答いただきました。調査実施施設の内訳は、庁舎（合同庁舎等及び一般事務庁舎）が約 53%、宿舎が約 36%、その他（教育研修施設、矯正施設等）が約 11%となっています。（表－１参照）

施設数は、廃止・取り壊し等による減のほか、調査対象施設として追加登録した施設により、庁舎等が 240 施設、宿舎が 45 施設、その他が 11 施設の計 301 施設の増になっています。

表－１　調査実施施設数（用途別）

庁舎	761　施設	（52.7%）
宿舎	522　施設	（36.2%）
その他	160　施設	（11.1%）
計	1,443　施設	

各施設の主要な建築物を経年別に分類すると、庁舎等の 58%、その他の 53%、宿舎の 50%が建築後 30 年を経過しています。（図－１参照）

建築後 30 年前後には大規模修繕や設備機器の更新等が必要となり、施設の運用・管理に要する費用が増大するため、中長期保全計画に基づくより計画的な対応が必要となります。

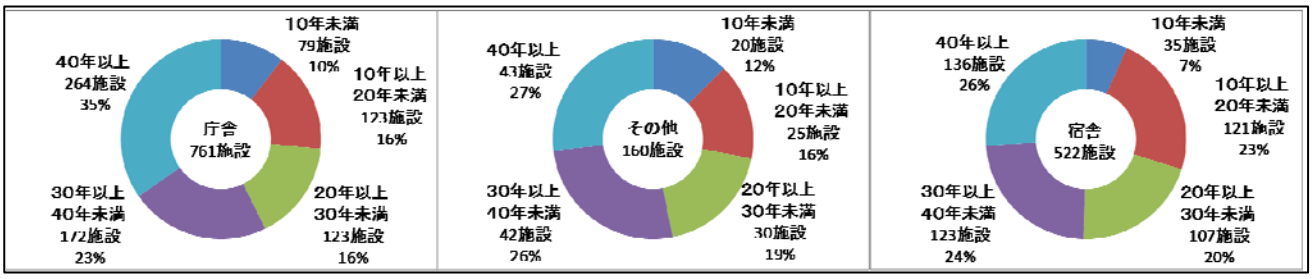

図－１　経年別施設数

保全実態調査の調査項目は、大きく分けて「①保全体制及び計画」、「②法令点検の実施状況」、「③施設の維持管理状況」となっています。このうち東北地方整備局が特に重点的な保全指導に取り組んでいるのが「①保全体制及び計画」についてです。

「①保全体制及び計画」は次の５つの項目で評価します。保全の体制としては「施設保全責任者」の設置について評価します。計画については「国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）（平成 26 年 5 月 21 日）」においては保全台帳と記載していますが、計画及び記録のことを指しており、「中長期保全計画書作成」、「年度保全計画作成」、「点検及び確認結果の記録」、「修繕履歴の作成」について評価します。

それでは５つの項目をそれぞれ説明します。

■（１）施設保全責任者を定めている施設の割合

施設保全責任者の任命状況は年々増加傾向にありますが、平成 27 年度調査でも、調査回答 1,443 施設の 1 割以上（12.8%）の施設で施設保全責任者が定められていません。

各省各庁の長には、国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領において、施設保全責任者を定めることが求められていますので、定めていない場合には、平成 27 年度内に定めていただき、平成 28 年度に実施予定の保全実態調査ではすべての施設で施設保全責任者を定めた旨を回答願います。

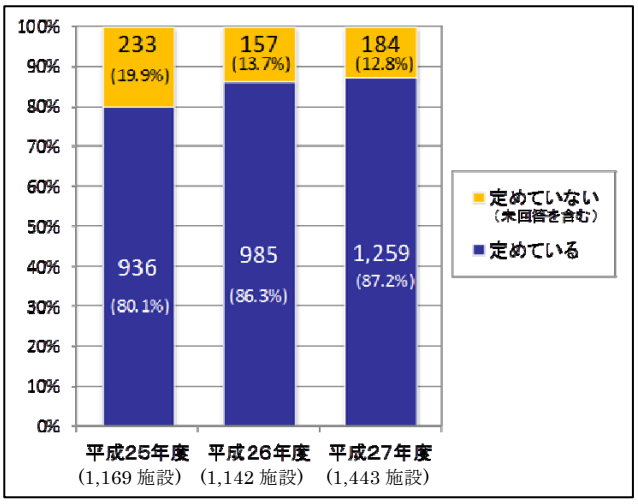

■（２）保全計画の作成（中長期保全計画、年度保全計画）

保全計画には、「中長期保全計画」と「年度保全計画」の２つがあります。

中長期保全計画については、「作成している」が 329 施設（22.8%）、「一部作成している」が 384 施設（22.6%）で、半数以上の 730 施設では計画が作成されていない状況になっています。

年度保全計画については、「作成している」が 424 施設（29.4%）、「一部作成している」が 396 施設（27.4%）で、約 4 割の 623 施設では計画が作成されていない状況になっています。

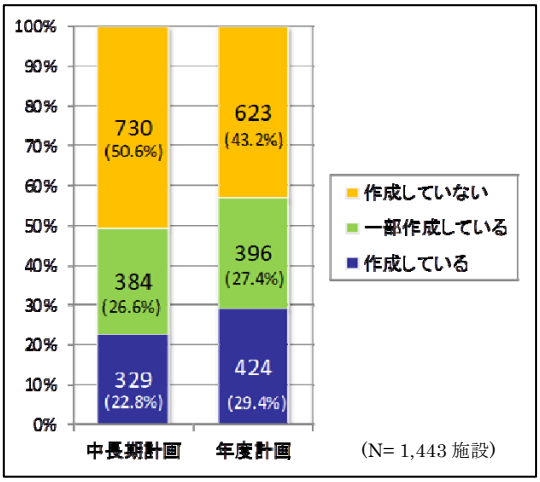

適切な保全を効果的に実施していただくために、すべての施設において保全計画が作成されることを目指していますが、中長期保全計画、年度保全計画ともに作成状況が大幅に低い状況です。

官庁施設情報管理システム(BIMMS-N)の調査関連資料のマニュアルに「官庁施設情報管理システム(BIMMS-N)を活用した個別施設計画策定・運用マニュアル」も掲載していますので、各保全計画が未作成または一部作成の場合には、速やかな取り組みをお願いします。

■（３）点検及び確認結果の記録

点検及び確認結果の記録については、「庁舎等」が 329 施設、「宿舎」が 153 施設と、３割前後の施設で記録が作成されていない状況にあります。

もし施設で事故が発生した場合には、施設管理者に法的責任が求められ、必要な点検を行っておらず、第三者に怪我をさせた場合などには、重い責任を問われることが考えられます。必要な点検及び確認を漏れな

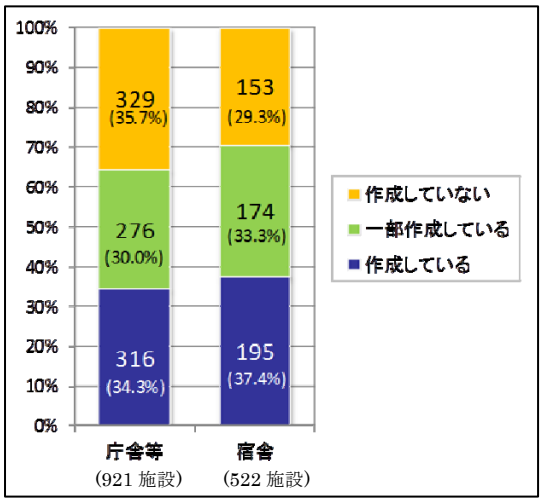

く確実に実施していただき、必ず記録を残すようにしてください。

■（４）修繕履歴の作成

修繕履歴の作成については、「庁舎等」が４割超の 380 施設、「宿舎」が３割超の 171 施設で履歴が作成されていない状況にあります。

より適切な保全を計画的に行うために、修繕履歴を確実に作成するようにしてください。

なお、「国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）（平成 26 年５月 21 日）」において、個別施設計画の策定・推進として、点検及び確認結果の記録並びに修繕履歴で構成する保全台帳を、全ての施設で作成されることを目指しています。

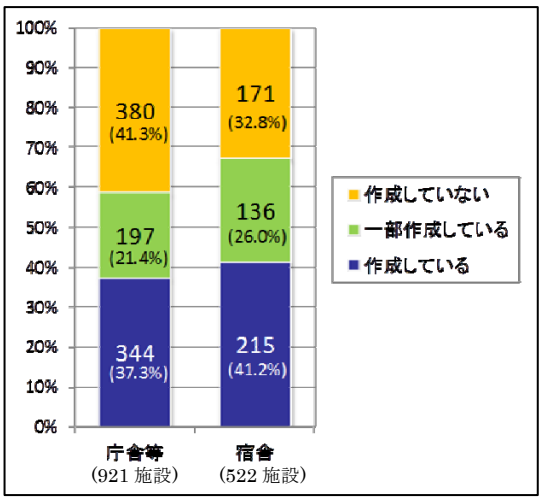

官庁施設情報管理システム(BIMMS-N)の調査関連資料のマニュアルに「官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）入力マニュアル(修繕履歴情報管理編)」も掲載していますので、修繕履歴が未作成または一部作成の場合には、速やかな取り組みをお願いします。

■（５）保全実態調査における総評点について

保全実態調査では、保全状況に係る調査結果を 100 点満点で評価し、それらの値から、項目別の評点及びそれらの平均値による総評点を算出しています。

宿舎については、調査項目から外されているものがあるため、総評点は庁舎等のみ算出しています。80 点以上を「良好」に分類される施設の割合は年々増加傾向にはありますが、４割に満たない状況にあります。「要努力」や「要改善」の施設については、その言葉どおり、改善等が必要ですが、「概ね良好」の施設も含め、全ての施設が「良好」に分類されるよう、より一層の適正な保全の推進に取り組みいただくようお願いします。

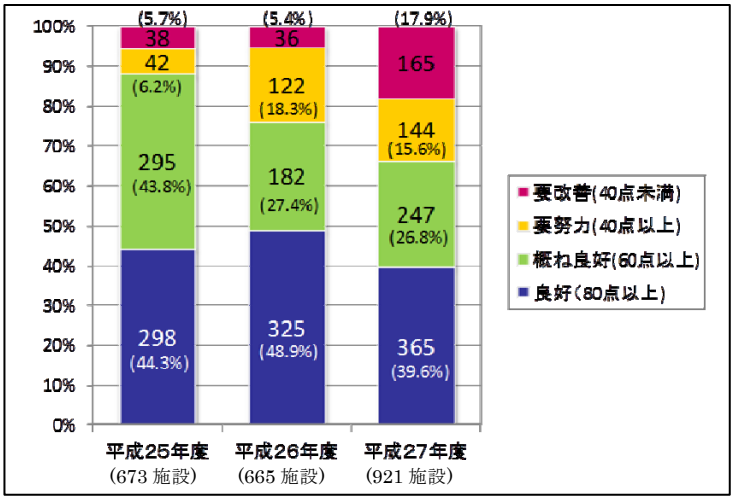

【保全に関する相談窓口】　東北地方整備局
営繕部　保全指導・監督室　　室長補佐
TEL 022-225-2171（内線 5513）　FAX 022-268-7833
盛岡営繕事務所　保全指導・監督官室長
TEL 019-651-2015　FAX 019-605-8115

「防災アシスト情報」

津波防災診断の実施について

１．はじめに

国土交通省大臣官房官庁営繕部では、「官庁施設の津波防災診断指針」（平成25年４月版）を作成し、各省各庁に送付させて頂いております。

津波防災診断は、津波防災地域づくりに関する法律（以下「津波防災地域づくり法」という。）第53条に基づく津波災害警戒区域内の施設を対象に行うことになっていますが、平成28年１月末現在、東北地方では、津波防災地域づくり法第53条に基づく津波災害警戒区域」は指定されておりません。しかし、いつ津波災害が発生するか分かりませんので、保全実態調査を通じて、「**津波防災地域づくり法第53条に基づく津波災害警戒区域**」のほか、「**津波防災地域づくり法第８条に基づく津波浸水想定が公表されている地域等**」、「**津波防災地域づくり法に基づかない既存の津波ハザードマップによる浸水想定地域等**」に該当する場合に、津波防災診断の実施をお願いしております。

２．津波災害警戒区域の指定状況等

津波防災地域づくり法第53条に基づく津波災害警戒区域は都道府県知事が指定します。上述したとおり、東北地方では同区域の指定はされていません。

津波防災地域づくり法第８条に基づく津波浸水想定については、青森県で設定が完了しており、その内容は以下のホームページで確認することができます。

http://www.pref.aomori.lg.jp/kotsu/build/tunami-sinsuisoutei.html

他の５県については、津波浸水想定も、現在、検討中等となっていますが、それらの地域では、市町村が作成するハザードマップを用いて浸水想定地域に該当するか確認してください。施設が津波により浸水する地域に立地していることが確認された場合には、**速やかに津波防災診断を行い、適切な対策を施してください。**

災害へ備えよう！
ハザードマップポータル
http://disaportal.gsi.go.jp/

３．官庁施設の津波防災診断指針の概要

官庁施設の津波防災診断指針について、東北地方整備局営繕部では、東北地区保全連絡会議で昨年度から説明させて頂いているとともに、営繕とうほく 133 号で紹介させて頂きました。

指針の概要は図１の通りで、計画的に実施するハード対策と、できるかぎり速やかに実施するソフト対策により、業務上必要な機能を確保することとしています。

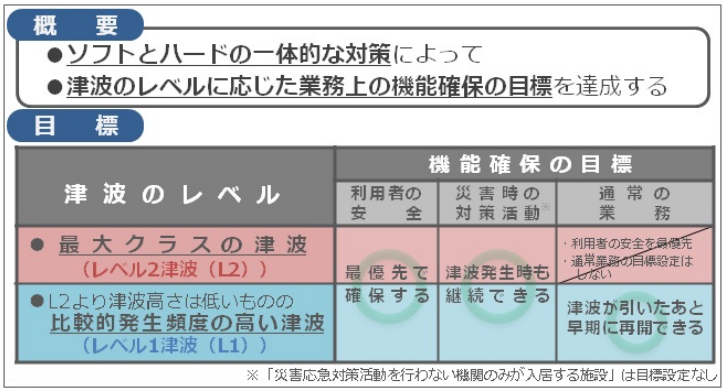

図１　官庁施設の津波防災診断指針の概要

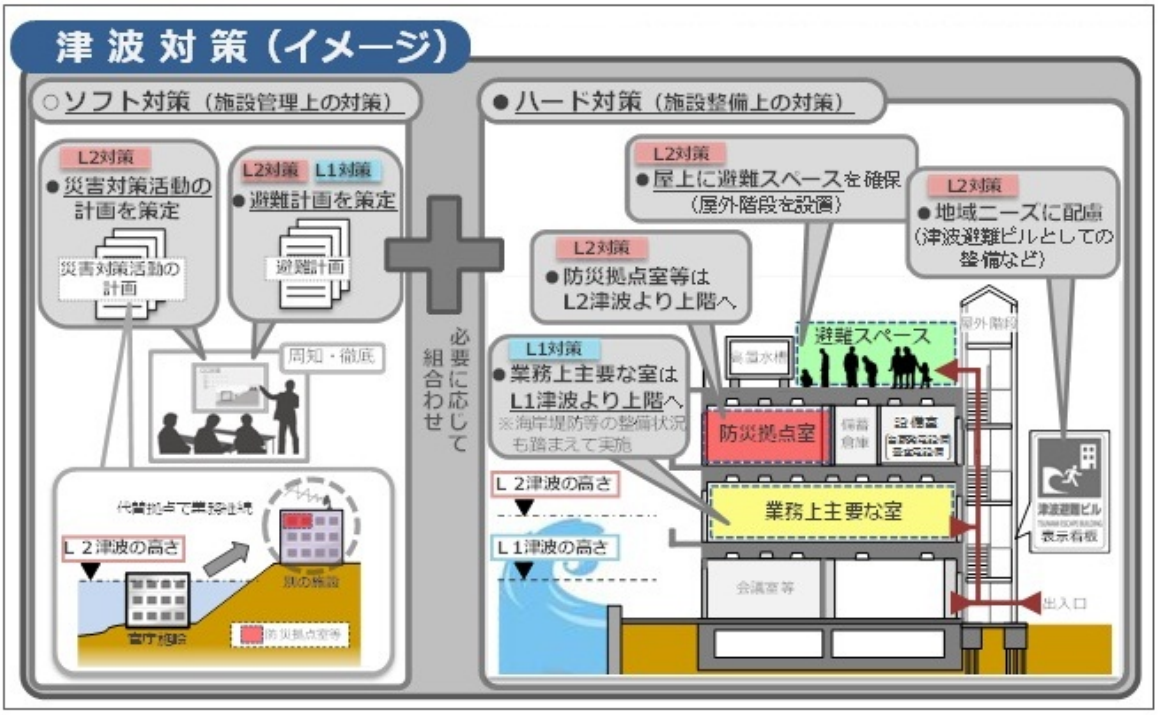

図2　官庁施設の津波防災診断指針に基づく津波対策のイメージ

二つのレベルの津波（比較的発生頻度の高い津波：L1、発生頻度は低いものの発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波：L2）を想定し、それぞれのレベルに応じた対策を講じることとしていますが、指針におけるソフト対策、ハード対策のイメージは図２の通りです。

なお、官庁施設の津波防災診断指針の詳細につきましては、国土交通省大臣官房官庁営繕部ホームページ「東日本大震災を踏まえた官庁施設の機能確保～対津波対策の推進～」（http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk4_000013.html）にてご確認ください。

４．津波防災診断の実施手順（概略）

官庁施設の津波防災診断指針における診断の実施手順の概要は図３の通りです。

ＳＴＥＰ１として、地域の津波対策に関する内容、施設整備上の対策に関する内容、施設運用管理上の対策に関する内容について調査を実施します。次にＳＴＥＰ２として、別地の高台等の避難場所の有無に関する地域の津波対策、レベル２の津波で浸水を逃れる上層階の規模、非常用電源設備の設置位置などに関する施設整備上の対策、避難計画の有無、代替拠点の確保などに関する施設運用管理上の対策の計１４項目について個別判定を行います。そして、その個別判定に基づき、ＳＴＥＰ３として、３つの「業務上の目標」（①施設利用者の安全確保、②レベル１津波の収束後の事務及び事業の早期再開、③津波発生時の災害応急活動が可能となること）についての達成状況を所定の総合判定フローにより判定します。

図3　診断の手順

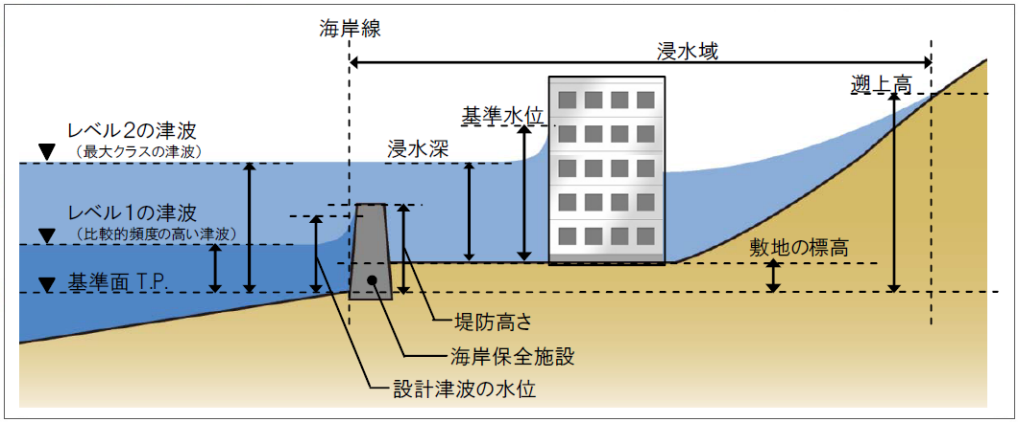

図4　津波の高さ（レベル2、レベル1）、浸水深、基準水位等の関係（概念図）

建築物の津波による浸水被害の想定に当たっては、津波が建築物に衝突することによって生じる水位上昇（せき上げ高）を考慮する必要があります。指針では、レベル２の津波に対する診断は、構造体の津波に対する判定（浸水深に対して行う）を除き、基準水位に対して行うこととしております。津波の高さ、浸水深、基準水位等の関係は、図４の通りです。

なお、敷地の標高については、国土地理院のホームページ（http://www.gsi.go.jp/）の「地理院地図」で確認することができます。（図５参照）

図5　国土地理院「地理院地図」を用いた標高の確認方法

営繕とうほく編集室

〒980-8602 仙台市青葉区本町３丁目３－１　仙台合同庁舎Ｂ棟
東北地方整備局 営繕部 計画課内
TEL 022-225-2171（代表）　E-mail:eikei@thr.mlit.go.jp

ホームページアドレス

■東北地方整備局　http://www.thr.mlit.go.jp/

■盛岡営繕事務所　http://www.thr.mlit.go.jp/moriei

「営繕とうほく」は東北地方整備局ホームページでもご覧になれます